

介護職員特定処遇改善加算算定に係る「見える化要件」について

医療法人社団住吉医院

「介護職員等特定処遇改善加算」とは

介護職員の処遇改善については、平成 29 年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充も含め、これまで数次にわたる取組が行われてきましたが、「新しい経済政策パッケージ(平成 29 年 12 月 8 日閣議決定)」において、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年 10 月より「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。当該加算を受けるためには、下記 3 つの要件を満たしている必要があります。

【介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

- 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- 職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ 1 つ以上取り組んでいること
- 賃上げ以外の処遇改善の取組の見える化を行っていること

※介護職員等特定処遇改善加算Ⅰを算定する場合は上記に加え、介護福祉士の配置等の要件を満たす必要があります。

「見える化要件」とは

「見える化」とは、介護職員等特定処遇改善加算の算定状況や賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容について、ホームページの活用や介護サービスの情報公表制度の活用等、外部から見える形で公表する事が想定されています。

この要件に基づいた当法人の取組みは次のとおりです。

加算の取得状況

- ・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）
- ・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）
- ・介護職員等ベースアップ等支援加算

賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組み内容

	内容	実施事項
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）	資格取得・研修費用補助、参加日程確保のためのシフト調整等
労働環境・処遇の改善	子育てとの両立を目指す者のため育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備	男性職員への育児休業活用の勧奨 育児休業復帰後の時短勤務
その他	非正規職員から正規職員への転換	